

## 令和4年度松山市生活衛生施設監視指導計画の実施結果

### 1. はじめに

松山市保健所では、市民の皆様の日常生活に密接な関係のあるクリーニング所、美容所、理容所、公衆浴場等の営業施設の衛生水準の維持向上を目的として、監視指導計画を策定し、定期的な監視指導を行っています。

令和4年度の監視指導計画に基づく実施結果についてお知らせします。

### 2. 実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 3. 監視指導実施結果

監視件数は以下の表のとおりです。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症のまん延状況等により、立入による監視指導を控えるなどしたため、監視目標を達成できなかった業種があります。

| 業 種     | 対象施設数<br>(R4.3.31 時点) | 監視目標 | 監視件数 |
|---------|-----------------------|------|------|
| 理容所     | 552                   | 60   | 44   |
| 美容所     | 1,289                 | 120  | 120  |
| クリーニング所 | 304                   | 30   | 7    |
| 旅館      | 217                   | 40   | 52   |
| 公衆浴場    | 151                   | 38   | 49   |
| 興行場     | 21                    | 4    | 0    |
| 温泉施設    | 101                   | 20   | 52   |
| 特定建築物   | 239                   | 30   | 41   |
| 遊泳用プール  | 18                    | 18   | 18   |
| 合 計     | 2,892                 | 360  | 383  |

#### 4. 重点取組事項に対する監視指導結果

##### (1) 入浴施設でのレジオネラ症感染防止対策

循環ろ過装置やバイブラなどの気泡発生装置を有するレジオネラ症の感染リスクの高い入浴施設を対象に、浴槽水の水質基準項目の一つであるレジオネラ属菌の抜き打ち検査を40検体分実施し、5検体でレジオネラ属菌が確認されたため、速やかに改善指導を行いました。

また、令和2年3月に公衆浴場法施行条例および旅館業法施行条例を改正し、令和2年7月1日から公衆浴場や旅館・ホテルの入浴施設の衛生管理基準が強化されました。レジオネラ属菌の抜き打ち検査の際には、各施設の構造や設備、日常の衛生管理方法を確認しながら、不備があった場合は改善指導を行いました。

##### (2) 新型コロナウイルス感染防止等に関する周知

生活衛生関係施設は、市民生活に不可欠なサービス等を提供しており、各業界が策定している業種別ガイドライン等に基づいて新型コロナウイルス感染防止に努めています。

生活衛生関係施設に対して、インターネットや文書等を活用し、新型コロナウイルス感染防止等に関する情報提供を行いました。

##### (3) まつ毛エクステンションによる健康被害の防止

近年、まつ毛エクステンションの施術を行う営業施設が増加しています。まつ毛エクステンションは目に近い部分に施術するため、健康被害や無資格者による施術に関する相談が寄せられます。

令和4年度は健康被害に関する相談はありませんでしたが、無資格者が施術を行っているという相談があったため、事実確認を行い、無資格者が施術することの無いよう指導しました。